

平成 28 年 3 月 24 日

第 3 回  
議 事 録

小国町農業委員会

## 平成28年第3回小国町農業委員会議事録

1. 開催日時 平成28年3月24日（木）午後1時30分から

2. 開催場所 小国町山村開発センター 502・503号室

3. 出席委員（11名）

|         |      |        |
|---------|------|--------|
| 会 長     |      | 北里 耕亮  |
| 会長職務代理者 | 1 番  | 高村 夏規  |
| 委 員     | 2 番  | 北里 千尋  |
|         | 3 番  | 北里 隆泰  |
|         | 4 番  | 安武 聖   |
|         | 5 番  | 佐藤 仲子  |
|         | 6 番  | 宮崎 博美  |
|         | 7 番  | 石松 丈多郎 |
|         | 8 番  | 阿南 美穂  |
|         | 9 番  | 明里 孝良  |
|         | 10 番 | 松岡 克明  |

4. 欠席委員

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号番号1 農地法第3条の規定による許可申請について  
（関係委員 10番 松岡委員）

第3 議案第1号番号2 農地法第3条の規定による許可申請について  
（関係委員 10番 松岡委員）

第4 議案第1号番号3 農地法第3条の規定による許可申請について  
（関係委員 7番 石松委員）

第5 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定

## による農地利用集積計画の決定について

### 第7 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出 番号1～5

#### 6. 農業委員会事務局職員

事務局長 村上 弘雄

事務局係長 加祥 一恵

#### 7. 会議の概要

事務局長 　　ただ今から平成28年第3回小国町農業委員会を開催いたします。出席委員は11名で、総会は成立しております。それでは、小国町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は北里会長にお願いいたします。

議　　長　　これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員、及び、会議書記の指名を行います。小国町農業委員会会議規則第12条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議　　長　　それでは、議事録署名委員は、2番 北里千尋委員 9番 明里委員にお願いいたします。  
なお、本日の会議書記には事務局職員の加祥さんを指名いたします。以上で日程第1を終わります

議　　長　　次に、日程第2 議案第1号番号1「農地法第3条の規定による耕作を目的とする許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長　　議案集をお開きください。議案第1号番号1 農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

平成 28 年 3 月 24 日提出 小国町農業委員会 会長 北里耕亮  
番号 1 農地 上田字上和田他 5 筆 地目 台帳 田 5 筆 現況  
田 面積 6195 m<sup>2</sup> 畑 1 筆 現況 畑 面積 1028 m<sup>2</sup> 権利の種類  
所有権移転 当事者については、議案集のとおりです。主  
なる理由は農業後継者に贈与するものです。許可基準に照らし  
た結果について説明します。全部効率利用要件及び農作業常時  
従事要件については、問題はありません。また、地域との調和  
要件についても、周囲の営農条件等についてもクリアされてお  
ります。別綴じの資料は 1 ページから申請書の写しがつけてあ  
ります。事務局からは以上です。

**議 長** ただいまの事務局の説明に関連して、上田地区担当の松岡  
委員から報告をお願いします。

10 **番** 先日、事務局の二人と北里委員と現地の確認に行ってきました。  
以前から息子さんは手伝っておりましたが、所有者が高  
齢であるため息子さんに贈与するということです。農地は  
きちんと維持管理されておりますので何ら問題はないと思  
いますので、皆様の慎重な審議をよろしくお願い致します。

**議 長** ありがとうございます。これより、質疑に入ります。ただ  
いまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

**議 長** それでは採決いたします。議案第 1 号番号 1 について、提  
案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

**議 長** 全員賛成ですので、議案第 1 号番号 1 は提案のとおり決定  
しました。

**議 長** 次に、日程第 3 議案第 1 号番号 2 「農地法第 3 条の規定  
による耕作を目的とする許可申請について」を議題に供しま  
す。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長

議案第 1 号番号 2 農地法第 3 条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。平成 28 年 3 月 24 日提出小国町農業委員会 会長 北里耕亮 番号 2 農地 上田字宮田他 2 筆 地目 台帳 田 2 筆 現況 田 面積 1824 m<sup>2</sup> 畑 1 筆 現況 畑 面積 753 m<sup>2</sup> 権利の種類 所有権移転当事者については、議案集のとおりです。主なる理由は双方の話し合いによるものです。許可基準に照らした結果について説明します。全部効率利用要件及び農作業常時従事要件については、問題はありません。また、地域との調和要件についても、周囲の営農条件等についてもクリアされております。別綴じの資料は 25 ページから申請書の写しがつけてあります。事務局からは以上です。

議 長

ただいまの事務局の説明に関連して、上田地区担当の松岡委員から報告をお願いします。

10 番

この案件も事務局の二人と北里委員と現地確認をしました。譲渡人もその息子さん方も維持管理が出来ないということで、譲受人の自宅の近くでもあり、農業も頑張っておられるということで、一番いい人に所有権移転をするのではないかと思います。皆様の審議方よろしくをお願いします。

議 長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議 長

それでは採決いたします。議案第 1 号番号 2 について、提案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

議 長

全員賛成ですので、議案第 1 号番号 2 は提案のとおり決定しました。

議 長

次に、日程第 4 議案第 1 号番号 3「農地法第 3 条の規定による耕作を目的とする許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長

議案第 1 号番号 3 農地法第 3 条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。平成 28 年 3 月 24 日提出  
小国町農業委員会 会長 北里耕亮 番号 3 この案件は取得する面積も広く、譲受人も町外の方であるため少し詳しく説明をいたします。農地 黒淵字犬防田他 14 筆 地目 台帳原野 現況 採草放牧地 面積 251773 m<sup>2</sup> 権利の種類 所有権移転 当事者については、議案集のとおりです。主なる理由は双方の話し合いによるものです。許可基準に照らした結果について説明します。別紙の 4 3 ページをご覧ください。対価の方もここに記載されております。4 4 ページに筆の地番が記載されております。4 5 ページに作物別の面積が書かれております。椎茸と薬草を作る予定になっております。農機具等につきましては、確保している農機具の外に新たに自己資金で導入する農機具が記載されております。農作業歴は 8 年で世帯員は 3 人です。常時雇用の増員予定が 1 人で小国町内の方です。臨時で雇用が 5 人で町内のシルバー人材を予定しております。通作距離及び時間は 30 km、60 分となっております。周辺地域との関係は、農業委員会、黒淵椎茸生産組合の指導に従い、共同施設の利用も定めを遵守し生産規模・出荷先も指導に従います。農薬等も使用しませんとあり、7 3・7 4 ページに宣誓書が添付されております。全部効率利用要件及び農作業常時従事要件については、問題はありません。また、地域との調和要件についても、周囲の営農条件等についてもクリアされております。土地に抵当権がついておりますが、抵当権者からの同意書もついております。又、住所地の耕作証明も添付されております。75 ページの営農計画については、椎茸栽培を 4 ブロックに分けて栽培し、薬草は 2 ブロックに分けて栽培をするそうです。裏面に土地の地形図がついておりますが、蛍光ペンで囲ってある場所以外は、所有者が今回の所有者ともう 1 人の共有地となっており、今回は申請が間に合いませんでしたが、この土地も含めて栽培をするという事です。事務局からは以上です。

議長 ただいまの事務局の説明に関連して、黒淵地区担当の石松委員から報告をお願いします。

7番 先日、高村委員と事務局の二人と確認に行ってきました。草の伸びているところと切つてあるところとありますが、切れば特に問題はないと思います。審議方よろしくをお願いします。

1番 石松委員と確認にいきましたが、あまりにも大きな案件です。皆様の慎重審議をよろしくお願い致します。

議長 ありがとうございました。先程確認者からもありましたが、あまりにも広い案件ですから私からも慎重審議をお願いします。これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。

1番 栽培計画についてもう少し詳しく説明をしてください。それから、雨水の問題と地域との調和、機械・技術・労働力についてももう少し詳しく説明をお願いします。

事務局長 75ページをお開きください。5haを一つのブロックとして、A、B、C、D、ということで計画があります。ほた木の数を大体7500本として、土地が平らな部分と傾斜地がある部分がありますので、最終的にはほた木を置ける場所については変動があることはご承知くださいということでした。その上で、初年度に7500本～10000本のほた木を置くという計画です。これを2年3年4年と同じ規模を計画しています。最終的には2年後からは収穫がはじまりますが、ほた木の計画としては、全体の計画を4ブロックの中で回していくということです。いきなり全部がほた木で埋まるというわけではありません。作業の工程についてもかかれています。現在予定されている部分については、駒うち作業とふせ込みまではそれぞれの原木を確保した場所で考えて、それから搬入してということ聞いております。それから雨水については、農業委員会宛の宣誓書の中に水管理等について十分注意しますと

いうことで書かれておりますので、具体的なことについては、今後農業委員会として聞き取りをしないといけないのではないかと考えています。地域との調和についても宣誓書の中にかかれておりますので、現段階ではこれで確認ということまで考えています。労働力の問題ですが、シルバー人材 5 人の利用と小国町内の方 1 人を雇用し現在やっている方が 3 人となっておりますが、これが収穫の時に足りるのかは事務局では今のところ判断が付きません。技術的なことについては、町内に優れた椎茸栽培農家の方がおられるのでその方の指導を仰ぐとのことで聞いております。以上です。

議 長 1 番委員よろしいですか。

1 番 シルバー人材の利用は、重労働なので大丈夫なのかなと思  
いますが？

事務局長 作業のどの部分でシルバー人材を利用するのか確認し  
ておりませんので確認をしたいと思います。

議 長 他にありませんか。

3 番 先ほどの計画の中で地域との調和ということが言われ  
ていますが、これだけの面積の原木の供給をどのように計画  
されているのか、又、小国町内の椎茸栽培農家の中でのウエ  
イトがどのくらいになるのかわかる範囲でいいので教えて  
ください。

事務局長 原木の調達の方法ですが、鹿本の森林組合に話をしてい  
るようですが、出来たら小国町の森林組合が受けてくれたら  
と思うが、まだ話はしていないそうです。原木自体が町内だ  
けではなく、鹿本では大分県の竹田市から購入している事例  
があるので、黒淵の生産組合の方からアドバイスを受けて購  
入したいということです。それから種こまについてですが、  
町内の種こまは年間 760 万個くらい打ち込まれているそう  
です。今回の計画では、25 万個くらいになると思います。  
影響の問題については乾燥シイタケですので、熊本県の椎茸



組合に話を持ち込んでいるそうです。受けられる分についてはどれだけでもということです。国内だけではなくて、輸出についても話があるそうです。以上です

議長 長 他にありませんか。

6番 私も野菜を作っていますせいか、出荷量と出荷先がどのような計画になっているか教えてください。

事務局長 今のところ販売の予定は1キログラムが3500円から4000円位で乾燥シイタケを見込んでいまして、初年度は少ないですが4年目からは年間4000キログラムの収穫を見込んでいます。金額については、15,000,000円位を考えています。出荷先は熊本県の椎茸組合に話をつないでいるそうです。

6番 わかりました。

議長 長 他にありませんか。

8番 小国町の椎茸生産組合の方のメンバー全員の名前を教えてください。

事務局長 45ページに町内で雇用する方の名前はあがっていますが、他に6名おられます。主要な生産者から土地の取得がはっきり決まってから話をした方が良いというアドバイスもらったので名前は伏せた方が良いということです。ただ主要な生産者3人については話をしているそうです。

議長 長 8番委員よろしいですか

8番 地元の組合の方に理解してもらうために話をしてお願いしていただきたいと思います。

事務局長 土地の取得後ということで、名前の公表を控えさせていただきましたが、地域の生産者との融和ということですから営農計画をつないでいただく様指導していきたいと思

います。

議 長 他にありませんか。

9 番 栽培形態は図面がありますが、もう少しわかり易く説明していただけないでしょうか。

事務局長 77ページから図面がありますが、現段階ではこのレベルの図面しかでてきませんでした、実際測量をして、どこがほた場の利用が出来るかを精査しないとわからないということです、現段階ではこのような図面しか出てきていません。すみません。

9 番 乾燥シイタケということですが、春と秋の自然発生だけで収穫するのでしょうか。

事務局長 いけすにつけて目を早く出すとかは聞いていませんので、自然発生だけだと思います。

議 長 他にありませんか。

7 番 資料の74ページに椎茸生産組合の指導に従いとありますが、椎茸の栽培の経験はどのくらいあるのですか。

事務局長 農業経験は8年間ほどありますが、具体的には椎茸栽培はないということです。なので、なおさら地域の椎茸栽培をされている方々の指導を仰ぎながらビジネスチャンスを作りたいということです。ここにある組合の指導を仰ぎたいというのは、当然のことと言えば当然のことです。今からやりたいと言う宣誓書です。それから、新規の部門で手を挙げていく場合はどなたでもそうですが最初はゼロからのスタートでございます。その部分のやる気とか、技術的な部分については不安材料があるかもしれませんが、客観的にその方がやろうとしているのかをしっかりと見極めながら、必要な書類を裏付けとしてとっていきたいと思います。

議 長 他にありませんか。

5 番 先ほどから他の委員さん方も言われていますが、地域との融和は大丈夫ですか。

事務局長 地域との融和ということは、先ほどから他の委員さんも言われていますが、73ページの宣誓書の中でも宣誓してもらっています。3条の農地の取得につきましては、この宣誓書は義務ではございませんが、あえて本人が添付しています。まずはそこを信じたいと思います。過去にあの土地については、周辺地域の反対運動がございましたが、今のところはそのような情報は聞いていません。当時とは営農の種類が環境に直接影響を及ぼす内容ではないと思いますので、宣誓書にそって農業委員会として支持をしていきたいと思っています。

議 長 他にありませんか。

2 番 黒淵の椎茸生産者と譲受人との関係性はどのような関係かということと、ある生産者から聞いたことですが、2~3年前干しシイタケが暴落したので、菊池の椎茸生産者がかなりやめたという話を聞きました。そんな中で、町外からこの土地を選んだ最大の理由はなんなのか教えてください。

事務局長 生産者と譲受人の関係は、資料の45ページにあります。地元の椎茸生産者の方を雇用することの位置付と、宣誓書の中にもありますが、椎茸生産組合の指導をうけながらとありますので、あくまで名前が挙がっている方については営農計画の中の労働者という位置づけで、椎茸生産組合は、技術指導を仰ぐという位置づけでございます。土地の選定の理由につきましては、あの土地を有効に利用しビジネスチャンスをつくるということであり、譲渡人と譲受人との話のなかでのことですので、双方の話し合いによるものです。

議 長 他にありませんか。

3 番 黒淵生産組合に指導を仰ぐということで宣誓書がありま

すが、これは実際に生産組合に提出をされているのか？又、80ページに建物の計画があるが、当然農地の中の許容面積の中には入っていると思いますが再度確認します。

事務局長 宣誓書の中身の確認はしております。生産組合全員の方には話をしておりませんので、土地の取得後に宣誓書を渡したいということです。それから、建物のことにつきましては、面積的に転用案件にはなりませんので、届出をしていただきたいということでの資料の添付です。

議長 他にありませんか。

10番 薬草栽培については経験はあるのですか

事務局長 薬草栽培の経験の確認はしておりません。なぜ薬草なのかということとは事務局としましても考慮しておりましたら、83ページに公益社団法人東京製薬協会の指導により栽培とありますので、この団体を調べてみましたら、全国で132の方が会員になっておられます。製薬会社とか製薬卸会社とかを中心に薬局とか個人に協会の趣旨に賛同された方について、国内の栽培指導員を派遣する団体です。ですから、そこの指導をうけながら栽培をするという事です。場所については、何故そこなのかということですが、日陰の部分に合っているので、椎茸栽培をしていく中では育ちやすいということだそうです。

議長 他にありませんか。

4番 今栽培指導ということができましたが、75ページの工程表から行くと収穫まで3年間かかりますが、その辺はきめ細やかに続くのでしょうか

事務局長 きめ細やかに続くということ信じられないですが、数年先まで続くかどうかはわかりません。製薬協会の指導を仰ぎながらやっていっているかどうかは確認をしていきたいと思えます。

議 長 他にありませんか。

3 番 毎年、植え付けたら収穫ということではなくて、植え付けたら3年度に収穫が出来るような、その様な栽培形態ですか。それと、薬草の収量や単価等について聞き取りをしているようでしたら教えてください。

事務局長 薬用の部分が根と茎を使って薬に利用する種類のものでして、植え付けてから根株が増えていくのを随時刈り取るということで聞いております。又、収量については10a当たり乾燥後として30キロの収穫を見込んでおり、価格については、キロが2500円から3000円ということで聞いております。販売先については、ツムラとか大昭製薬会社、武田薬品とか製薬会社に計画をしています。

議 長 他にありませんか。

議 長 それではないようですので採決いたします。議案第1号番号3について、提案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

議 長 全員賛成ですので、議案第1号番号3は提案のとおり決定しました。それから今回出ました質問等については、事務局より譲受人に伝えていただく様をお願いします。

議 長 それでは日程第5の議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、農地利用集積計画」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。平成28年3月24日提出 小国町農業委員会 会

長 北里 耕亮

番号 1 利用権の設定を受ける者及び利用権を設定する者は議案書の通りです。利用権を設定する土地は大字上田字遠野他 3 筆 地目 田 面積 5439 m<sup>2</sup> 利用内容 WCS 利用権の種類 賃貸借権 平成 28 年 4 月 1 日～平成 38 年 3 月 31 日まで、借り手の農業経営状況 年齢 66 歳 農作業従事日数 300 日 経営面積 46643 m<sup>2</sup> 主な経営作目 水稻・肉用牛 新規設定です。

番号 2 利用権の設定を受ける者及び利用権を設定する者は議案書のとおりです。利用権を設定する土地は大字黒淵字桑鶴他 1 筆 地目 田 面積 3946 m<sup>2</sup> 利用権の種類 賃貸借権 平成 28 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日まで 借り手の農業経営状況 年齢 60 歳 農作業従事日数 180 日 経営面積 5701 m<sup>2</sup> 主な経営作目 水稻 再設定です。

番号 3 利用権の設定を受ける者及び利用権を設定する者は議案書の通りです。利用権を設定する土地は大字上田字汐井川 地目 田 面積 560 m<sup>2</sup> 利用内容 WCS 利用権の種類 賃貸借権 平成 28 年 4 月 1 日～平成 38 年 3 月 31 日まで、借り手の農業経営状況 年齢 66 歳 農作業従事日数 300 日 経営面積 46643 m<sup>2</sup> 主な経営作目 水稻 新規設定です。

番号 4 利用権の設定を受ける者及び利用権を設定する者は議案書の通りです。利用権を設定する土地は大字上田字五反他 5 筆 地目 田 5 筆 面積 3577 m<sup>2</sup> 畑 1 筆 面積 1441 m<sup>2</sup> 利用内容 水稻・ほうれん草 利用権の種類 賃貸借権 平成 28 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日まで、借り手の農業経営状況 年齢 69 歳 農作業従事日数 200 日 経営面積 19325 m<sup>2</sup> 主な経営作目 ほうれん草・水稻 再設定です。番号 5 利用権の設定を受ける者及び利用権を設定する者は議案書の通りです。利用権を設定する土地は大字上田字保木ノ本 地目 田 面積 2526 m<sup>2</sup> 利用内容 水稻 利用権の種類 賃貸借権 平成 28 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日まで、借り手の農業経営状況 年齢 77 歳 農作業従事日数 200 日 経営面積 13324 m<sup>2</sup> 主な経営作目 水稻・ほうれん草 再設定です。

番号 6 利用権の設定を受ける者及び利用権を設定する者は議案書のとおりです。利用権を設定する土地は大字下城字上池鶴 地目 田 面積 1493 m<sup>2</sup> 利用権の種類 賃貸借権 平成 28 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日まで 借り手の農業経営状況 年齢 47

歳 農作業従事日数 180 日 経営面積 10091 m<sup>2</sup> 主な経営作目  
水稲 再設定です。

番号 7 利用権の設定を受ける者及び利用権を設定する者は議  
案書の通りです。利用権を設定する土地は大字宮原字白髭他 2 筆  
地目 田 面積 5347 m<sup>2</sup> 利用内容 水稲 利用権の種類 賃貸借  
権 平成 28 年 4 月 1 日～平成 38 年 3 月 31 日まで、借り手の農業  
経営状況 年齢 42 歳 農作業従事日数 180 日 経営面積 35994 m<sup>2</sup>  
主な経営作目 水稲・畜産 再設定です。

番号 8 利用権の設定を受ける者及び利用権を設定する者は議  
案書の通りです。利用権を設定する土地は大字宮原字大津留他 5  
筆 地目 田 面積 9558 m<sup>2</sup> 利用内容 水稲 利用権の種類  
賃貸借権 平成 28 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日まで、借り手  
の農業経営状況 年齢 42 歳 農作業従事日数 180 日 経営面積  
35994 m<sup>2</sup> 主な経営作目 水稲・畜産 再設定です。番号 9 利用  
権の設定を受ける者及び利用権を設定する者は議案書の通りです。  
利用権を設定する土地は大字北里字西黒土田他 1 筆 地目 田  
面積 2947 m<sup>2</sup> 利用内容 野菜 利用権の種類 賃貸借権 平成 28  
年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日まで、借り手の農業経営状況 年  
齢 48 歳 農作業従事日数 180 日 経営面積 12141 m<sup>2</sup> 主な経営作  
目 イチゴ苗 再設定です。

番号 10 利用権の設定を受ける者及び利用権を設定する者は  
議案書のとおりです。利用権を設定する土地は大字下城字中村他 1  
筆 地目 田 面積 1687 m<sup>2</sup> 利用権の種類 賃貸借権 平成 28  
年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日まで 借り手の農業経営状況 年  
齢 56 歳 農作業従事日数 300 日 経営面積 49536 m<sup>2</sup> 主な経営作  
目 大根 再設定です。

番号 11 利用権の設定を受ける者及び利用権を設定する者は  
議案書の通りです。利用権を設定する土地は大字北里字小原田他 3  
筆 地目 田 3 筆 面積 1433 m<sup>2</sup> 畑 1 筆 面積 26 m<sup>2</sup> 利用内容  
水稲・野菜 利用権の種類 賃貸借権 平成 28 年 4 月 1 日～平成  
33 年 3 月 31 日まで、借り手の農業経営状況 年齢 74 歳 農作業  
従事日数 200 日 経営面積 22908 m<sup>2</sup> 主な経営作目 水稲 再設  
定です。

番号 12 利用権の設定を受ける者及び利用権を設定する者は  
議案書の通りです。利用権を設定する土地は大字黒淵字外林他 3  
筆 地目 田 2 筆 面積 3839 m<sup>2</sup> 畑 2 筆 面積 1348 m<sup>2</sup> 利用内

容 牧草 利用権の種類 賃貸借権 平成 28 年 4 月 1 日～平成 38 年 3 月 31 日まで、借り手の農業経営状況 年齢 59 歳 農作業 従事日数 180 日 経営面積 7520 m<sup>2</sup> 主な経営作目 水稲 再設定 です。

番号 1 3 利用権の設定を受ける者及び利用権を設定する者は 議案書の通りです。利用権を設定する土地は大字黒淵字染土 地目 田 面積 2333 m<sup>2</sup> 利用内容 水稲 利用権の種類 賃貸 借権 平成 28 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日まで、借り手の 農業経営状況 年齢 59 歳 農作業従事日数 180 日 経営面積 7520 m<sup>2</sup> 主な経営作目 水稲 再設定です。

番号 1 4 利用権の設定を受ける者及び利用権を設定する者は 議案書のとおり 利用権の種類 賃貸借権 平成 28 年 4 月 1 日 ～平成 33 年 3 月 31 日まで 借り手の農業経営状況 年齢 74 歳 農作業従事日数 200 日 経営面積 22908 m<sup>2</sup> 主な経営作目 水 稲 再設定です。

番号 1 5 利用権の設定を受ける者及び利用権を設定する者は 議案書の通りです。利用権を設定する土地は大字上田字星原他 6 筆 地目 田 面積 7437 m<sup>2</sup> 利用内容 水稲 利用権の種類 賃貸借権 平成 28 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日まで、借り 手の農業経営状況 年齢 60 歳 農作業従事日数 280 日 経営面 積 138673 m<sup>2</sup> 主な経営作目 水稲 再設定です。

番号 1 6 利用権の設定を受ける者及び利用権を設定する者は 議案書の通りです。利用権を設定する土地は大字上田字貝田林 他 2 筆 地目 田 面積 4483 m<sup>2</sup> 利用内容 水稲 利用権の 種類 賃貸借権 平成 28 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日まで、 借り手の農業経営状況 年齢 60 歳 農作業従事日数 280 日 経 営面積 138673 m<sup>2</sup> 主な経営作目 水稲 再設定です。番号 1 7 利用権の設定を受ける者及び利用権を設定する者は議案書の通 りです。利用権を設定する土地は大字上田字五反他 7 筆 地目 田 面積 12026 m<sup>2</sup> 利用内容 水稲 利用権の種類 賃貸借権 平成 28 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日まで、借り手の農業経 営状況 年齢 60 歳 農作業従事日数 280 日 経営面積 138673 m<sup>2</sup> 主な経営作目 水稲 再設定です。

番号 1 8 利用権の設定を受ける者及び利用権を設定する者は 議案書のとおりです。利用権を設定する土地は大字黒淵字組鹿 野他 2 筆 地目 田 面積 3804 m<sup>2</sup> 利用権の種類 賃貸借権



平成28年4月1日～平成33年3月31日まで 借り手の農業経営状況 年齢60歳 農作業従事日数300日 経営面積46390㎡  
主な経営作目 水稲・しいたけ 再設定です。

番号19 利用権の設定を受ける者及び利用権を設定する者は議案書の通りです。利用権を設定する土地は大字下城字馬洗瀬他3筆 地目 田 面積6838㎡ 利用内容 水稲 利用権の種類 賃貸借権 平成28年4月1日～平成31年3月31日まで、借り手の農業経営状況 年齢60歳 農作業従事日数300日 経営面積46390㎡ 主な経営作目 水稲・しいたけ 再設定です。

番号20 利用権の設定を受ける者及び利用権を設定する者は議案書の通りです。利用権を設定する土地は大字黒淵字瀬地目 田 面積984㎡ 利用内容 水稲 利用権の種類 賃貸借権 平成28年4月1日～平成33年3月31日まで、借り手の農業経営状況 年齢74歳 農作業従事日数360日 経営面積11762㎡ 主な経営作目 水稲・きゅうり 再設定です。

番号21 利用権の設定を受ける者及び利用権を設定する者は議案書の通りです。利用権を設定する土地は大字上田字森木他4筆 地目 田 面積6617㎡ 利用内容 水稲 利用権の種類 賃貸借権 平成28年4月1日～平成33年3月31日まで、借り手の農業経営状況 年齢60歳 農作業従事日数280日 経営面積138673㎡ 主な経営作目 水稲 再設定です。

番号22 利用権の設定を受ける者及び利用権を設定する者は議案書のとおりです。利用権を設定する土地は大字西里字松野他5筆 地目 田 面積12122㎡ 利用権の種類 賃貸借権 平成28年4月1日～平成32年12月31日まで 借り手の農業経営状況 年齢59歳 農作業従事日数300日 経営面積23756㎡ 主な経営作目 水稲 再設定です。

番号23 利用権の設定を受ける者及び利用権を設定する者は議案書の通りです。利用権を設定する土地は大字黒淵字下鶴 地目 田 面積3506㎡ 利用内容 水稲 利用権の種類 賃貸借権 平成28年4月1日～平成29年3月31日まで、借り手の農業経営状況 年齢50歳 農作業従事日数180日 経営面積13693㎡ 主な経営作目 水稲・きゅうり 再設定です。

番号24 利用権の設定を受ける者及び利用権を設定する者は議案書の通りです。利用権を設定する土地は大字黒淵字染土他3筆 地目 田 面積3702㎡ 利用内容 水稲 利用権の種類 賃貸

借権 平成 28 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日まで、借り手の農業経営状況 年 56 歳 農作業従事日数 250 日 経営面積 17609 m<sup>2</sup> 主な経営作目 水稲 ・ 肥育牛 再設定です。番号 25 利用権の設定を受ける者及び利用権を設定する者は議案書の通りです。利用権を設定する土地は大字西里字湯道他 3 筆 地目 田 面積 4273 m<sup>2</sup> 利用内容 水稲 利用権の種類 賃貸借権 平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日まで、借り手の農業経営状況 年齢 62 歳 農作業従事日数 300 日 経営面積 23165 m<sup>2</sup> 主な経営作目 水稲・施設野菜 再設定です。

番号 26 利用権の設定を受ける者及び利用権を設定する者は議案書のとおりです。利用権を設定する土地は大字上田字原道上他 3 筆 地目 田 面積 1809 m<sup>2</sup> 利用権の種類 賃貸借権 平成 28 年 5 月 1 日～平成 31 年 4 月 30 日まで 借り手の農業経営状況 年齢 68 歳 農作業従事日数 180 日 経営面積 13627 m<sup>2</sup> 主な経営作目 水稲 再設定です。

番号 27 利用権の設定を受ける者及び利用権を設定する者は議案書の通りです。利用権を設定する土地は大字西里字中野他 1 筆 地目 田 面積 3684 m<sup>2</sup> 利用内容 水稲 利用権の種類 賃貸借権 平成 28 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日まで、借り手の農業経営状況 年齢 66 歳 農作業従事日数 280 日 経営面積 16284 m<sup>2</sup> 主な経営作目 水稲 再設定です。

番号 28 利用権の設定を受ける者及び利用権を設定する者は議案書の通りです。利用権を設定する土地は大字上田字石田地 6 筆 地目 田 面積 12034 m<sup>2</sup> 利用内容 水稲 利用権の種類 賃貸借権 平成 28 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日まで、借り手の農業経営状況 年 62 歳 農作業従事日数 180 日 経営面積 114034 m<sup>2</sup> 主な経営作目 水稲 再設定です。番号 29 利用権の設定を受ける者及び利用権を設定する者は議案書の通りです。利用権を設定する土地は大字上田字日受地 2 筆 地目 田 面積 2407 m<sup>2</sup> 利用内容 キクイモ 利用権の種類 賃貸借権 平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日まで、借り手の農業経営状況 年 66 歳 農作業従事日数 300 日 経営面積 10022 m<sup>2</sup> 主な経営作目 水稲・ほうれん草・キクイモ 再設定です。以上です。

議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。

2 番 番号5の借り手の方は年齢が77歳の方ですが、この方が農業をしているところは見たことはありませんが本当にするのですか

事務局 一応娘さんに尋ねたらやるということでした。

3 番 関連で、この経営強化基盤強化促進法での借手の要件は何ですか。

事務局長 この経営強化基盤強化促進法は担い手中核に農地を集積する目的があります。農地法の3条とは目的が違います。本来町の定めた基準に合う人しか借り手になれません。が、そうならば3条ですれば書類を自分では作れないから行政書士の方に頼まなければなりません。時間もかかるしお金もかかるし、届け出をしないままに闇小作が増えていくのではないかと思います。町長より審議の依頼を受けて農業委員会が審議を行い決定されれば、小国町長 北里耕亮の名前で公告をいたします。町では、以前からこの経営強化基盤強化促進法で貸し借りを行っていましたが、改善できるところは改善していきたいと思います。

3 番 私が言いたかったのは、番号5の方の経営面積が13324㎡あるので、この77歳の方が出来るのかなということです。私の認識とずれていたので質問をただけです。娘婿がおられるということですので、その方がやるのであればわからなくもないのですが、再設定ですので前もそうだったのなら農地が継続して耕作されるのでこれをどうこう言うつもりはありません。

議長 それでは採決いたします。議案第2号について、提案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

議長 全員賛成ですので、議案第2号原案のとおり決定いたします

した。

議 長 次に日程第6 報告第1号番号1・2・3・4・5 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局より報告をお願いします。

事務局長 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出 農地法第18条第6項および農地法施行規則第12条の2の規定により、下記の届出について受理したことをここに報告する。番号1 合意解約者 賃貸人・賃借人は議案集のとおりです。解約する土地は、上田字貝田林他1筆 地目 田 面積2366㎡です。番号2 合意解約者 賃貸人・賃借人は議案集のとおりです。解約する土地は、宮原字白髭他2筆 地目 田 面積5347㎡ 番号3 合意解約者 賃貸人・賃借人は議案集のとおりです。解約する土地は、宮原字東帯田 地目 田 面積5732㎡です。番号4 合意解約者 賃貸人・賃借人は議案集のとおりです。解約する土地は、宮原字大津留他6筆 地目 田 面積11374㎡ 番号5 合意解約者 賃貸人・賃借人は議案集のとおりです。解約する土地は、上田字宮田 地目 田 面積1781㎡以上です。

議 長 ただいまの事務局からの報告について何か質問はありませんか。

議 長 ないようですので、報告第1号番号1・2・3・4・5を終わります。

議 長 それでは、以上をもちまして、小国町農業委員会第3回総会を閉会致します。

平成28年第3回小国町農業委員会の議事録に相違ないことを証するためここに署名する。

9 番